

審第365号—1
答申第648号
令和8年4月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年12月6日付け薬第1268号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1172号

令和4年11月14日付けで審査請求人から提起された、令和4年8月26日付け薬第727号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年8月26日付け葉第727号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、議事録署名人の印影については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年8月12日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県環境審議会温泉部会の次の回次の議事録の開示を請求します。令和3年度第2回千葉県環境審議会温泉部会、令和3年度第1回千葉県環境審議会温泉部会、令和元年度第2回千葉県環境審議会温泉部会、令和元年度第1回千葉県環境審議会温泉部会、平成30年度第2回千葉県環境審議会温泉部会、平成30年度第1回千葉県環境審議会温泉部会、平成29年度第3回千葉県環境審議会温泉部会、平成29年度第2回千葉県環境審議会温泉部会、平成29年度第1回千葉県環境審議会温泉部会、平成28年度第2回千葉県環境審議会温泉部会、平成28年度第1回千葉県環境審議会温泉部会」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「令和3年度第2回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「令和3年度第1回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「令和元年度第2回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「令和元年度第1回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「平成30年度第2回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「平成30年度第1回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「平成29年度第3回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「平成29年度第2回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「平成29年度第1回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「平成28年度第2

回千葉県環境審議会温泉部会議事録」、「平成28年度第1回千葉県環境審議会温泉部会議事録」(以下、特定した文書11件を合わせて「本件対象文書」という。)を特定し、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年11月14日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、今回、一部開示された平成28年度から令和3年度までの全ての温泉部会議事録について、非公開部分を見直したうえで一部を開示する、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

知事は、条例第8条第5号及び第6号に基づき「審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」議事の概要(実際には質疑応答部分)について開示しないとしているが、議事概要全てを非公開とするのではなく、発言した温泉部会委員の氏名を非公開とすれば足りると考えるため。

なお、発言内容によって委員が特定されるおそれがある場合があるとしても、その部分を限定的に非公開とすればよい。

参考に、例えば、東京都自然環境保全審議会温泉部会はそのホームページにて議事録(委員名も含めて)を公開しているし、長野県環境審議会温泉審査部会は委員名や源泉名を伏せてはいるものの、それらの部分を除き議事録をホームページ公開している。静岡県環境審議会温泉部会は掘削許可等申請者の事業情報(揚湯量等)は非公開としているものの、議事録をホームページで公開している。

さらに、青森県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、富山県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県など、ホームページでは議事録を公開していないものの、公文書(行政文書)開示請求により提供のあった議事録では、委員名や事業情報等の一部非公開部分はあるものの、質疑応答部分を含めた内容が公開されている。

これらの都府県において、議事録を確認する限りにおいては、温泉部会は継続的に運営され、議事録を公開していることによって審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといったことも特段、話題にあがっていないことから、知

事が懸念しているような「率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる」「委員が率直な意見を述べることを差し控え、自由かつ達な意見の交換が阻害される等」が起きているとは言えず、知事の処分は行き過ぎている。

3 反論の要旨

- (1) 処分庁は弁明書において、「請求人の議事概要全てを非公開としているとの指摘は誤っている。」と主張する。しかしながら、これは、本件決定において、処分庁が使った「議事の概要」という言葉に合わせて用いただけである。審査請求人がここで「議事概要」と言っている内容は、審査請求書において「議事の概要（実際には質疑応答部分）」とカッコ内でわざわざ補足説明しているとおり、処分庁が非公開としているのは質疑応答部分である。弁明書の「請求人の議事概要全てを非公開としているとの指摘は誤っている。」との指摘こそが誤りである。
- (2) また、処分庁は弁明書において、「事業上の秘密が公開されることにより事業者に対し不当に不利益を及ぼすおそれがある」という。「事業上の秘密」が何を指すのか明確ではないが、例えば、情報公開・個人情報保護審議会長から兵庫県知事に答申された、平成27年2月3日付け答申第40号（公文書（平成25年度の10月の環境審議会温泉部会議事録）の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申））においては、次のように指摘されている。

「許可申請者以外の者がこれら（後述の①から⑥）の情報を入手し、申請地の近隣において同様の方法で掘削等をして、温泉がゆう出する等の成果が得られるとは限らない。温泉掘削等を行おうとする者は様々な事前調査や情報収集を行うことに手間と費用をかけることが通常であり、これらの情報は、さほど重要なものとは考えられない。以上のことから、これらの情報は、当該許可申請者にとって、保護されるべき事業活動上の秘密に当たるとは言えず、公にすることにより、当該許可申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。」

この指摘からも分かるとおり、処分庁が長年、「事業上の秘密」としてきた項目が今や、「さほど重要なものとは考えられない」というものになっていることを認識すべきである。

①掘削しようとしている温泉井戸の口径（孔口・孔底）、深度及び工事方法、②既存の井戸の深度並びにゆう水の温度及び性質、③既存の源泉の口径（孔口・孔底）、深度及びゆう出量、④既存の源泉の温度及び泉質、⑤設置しようとしている動力装置の概要、⑥その他許可申請者の事業活動上の秘密。

そもそも、全てとは言わないが多くの県では公開している温泉部会の議事録を非

公開とすることで、処分庁における情報公開が遅れていると思うべきである。この千葉県の特公開の考え方が、条例の冒頭で述べられている「県の保有する情報を広く県民に公開していくことが重要」に適合しているかを判断いただきたい。

なお、「千葉県環境審議会運営規程」においては、第10条第1項で会議の公開、第11条第2項で会議録の公開について、それぞれ規定している。各条において公開しないことができる規定も含まれてはいるが、処分庁は、千葉県温泉指導要綱を定めて温泉の保護やその適正利用という目的を達成すべく活動しており、このためには広く情報共有を図る方が得策ではないか。公共財の側面を持つ温泉についての議論は、秘密にするようなものではなく、オープンにすべきと考える。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由について

(1) 不開示部分について

本件対象文書中、署名及び印影は条例第8条第2号に、また議事の概要は条例第8条第5号及び第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書に記載されている署名及び印影はその形状については固有のものであり、認証的機能を有するものであるため、条例第8条第2号に該当する。

(3) 条例第8条第5号及び第6号該当性について

本件対象文書に記載されている議事の概要には、温泉法に基づく土地掘削許可申請及び温泉動力の装置許可申請についての審議に係る各委員の率直な意見等が記載されている。

環境審議会温泉部会は非公開で開催しており、各委員にも非公開である前提で発言をいただいている。当該内容を開示することにより、委員に個別に働きかけが行われるなど率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、委員が率直な意見を述べることを差し控え、自由かつ達な意見の交換が阻害される等、当該審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第5号及び第6号に該当する。

3 弁明の内容について

審査請求人は、議事概要全てを非公開とするのではなく、発言した温泉部会委員の氏名を非公開とすれば足りる。発言内容によって委員が特定されるおそれがあるとしても、その部分を限定的に非公開とすればよい旨主張する。また、例として東京都ではホームページで議事録（委員名も含めて）を公開していると主張する。

しかしながら、本件決定は議事概要全てを非公開としたものではなく、委員名、申請者、申請地点、審議結果及び条例第8条第2号、第5号及び第6号に該当する部分以外（個別事案に係る議事概要以外）の議事概要は開示していることから、審査請求人の議事概要全てを非公開としているとの指摘は誤っている。

また、環境審議会温泉部会は非公開で開催しており、委員にも非公開である旨を説明したうえで発言をいただいている。審査請求人が例として示した東京都では、予め公開されることを申請者及び委員に説明しており、公開前提の発言を得ていることから、これと同列に扱うことはできない。

各事案について申請者、申請地点についてはすでに開示していることから、個別事案の議事概要を開示することにより、許可または不許可に至るまで個別事案についてどのような議論がなされていたかが判明することとなる。委員名は開示されていることから、議事概要を開示することで委員に個別に働きかけが行われるなど委員の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあること、事業上の秘密が公開されることにより事業者に対し不当に不利益を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第5号に該当する。また、個別の事例に関する情報を開示することで、委員が率直な意見を述べることを差し控え、自由かつ達な意見の交換が阻害される等、今後の審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当する。

そのため、審査請求人の「議事概要全てを非公開とするのではなく、発言した温泉部会委員の氏名を非公開とすれば足りる。発言内容によって委員が特定されるおそれがあるとしても、その部分を限定的に非公開とすればよい」との主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

本件対象文書は、千葉県環境審議会温泉部会（以下「本件部会」という。）の議事録である。実施機関は本件決定において、議事録署名人の署名及び印影を条例第8条第2号、議事の概要を同条第5号及び第6号に該当するとして不開示とした。

これに対して、審査請求人は本件決定の取り消しを求めているため、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 議事録署名人の署名及び印影について

上記情報は議事録署名人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、議事録署名人は公務員であり、上記情報は、同号ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

しかし、本件対象文書に記載された署名は、議事録署名人自筆の署名であり、その形状については固有のものであると認められ、これを公にすることにより、自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあり、職務を離れた私人としての権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、署名については同条第2号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

一方、議事録署名人の署名の末尾に押印された印影は、氏名の記載と相まって、議事録署名人として署名したことを示すために押印されたものと見ることができるが、この印影については、実印や銀行印などのように特別の管理が行われている印章のものであると認めるべき理由もないため、同条第2号ハに該当し、開示すべきである。

(2) 議事の概要について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、上記不開示部分には、本件部会において委員や事務局職員が発言した内容が発言者名と併せて逐語的に記載されており、申請書類に記載されている情報と、委員等が自身の経験や知見を基に申請案件に対して述べた具体的かつ細かな疑問・意見等が明確に区分されず、一体となって記載されていることが認められた。

そのため、不開示部分の判断に当たっては、発言内容の性質に応じ、それぞれについて開示・不開示の判断を行う。

ア 申請内容に対する事務局の説明が記載された部分について

当該部分には、申請地点の詳細な地質情報や当該申請を許可した際に予想される影響等について事務局が説明した内容が記載されており、これらの情報には、調査研究の過程で得た事実に基づく評価や予測、事務局職員の率直な意見

などが含まれている。

温泉法逐条解説（平成27年6月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）によると、温泉の掘削は、掘削地点の地質の構造、泉脈の状態、温泉の開発状況、掘削工事の方法等により、それぞれ事情を異にしているため、すべての事例に適用し得る基準の設定は困難であり、事例毎に特有の諸事情を検討し個別的に許否が決定されるべきであるとされている。

このことからすると、許否の判断は、一律の基準設定が困難である以上、審議会において事案ごとに十分な調査・議論を行う必要があり、個別の事情を詳細に検討した事務局職員が躊躇することなく率直に意見を述べることは、委員等が許否の判断を適正に行うために必要不可欠といえる。

このため、当該情報を公にすることにより、事務局職員が外部からの影響を懸念して、情報の提供や率直な発言を躊躇するなど、自由闊達な議論が妨げられ、今後、同種の審議において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、当該情報は条例第8条第5号に該当する。

また、当該情報を公にすることにより、事務局職員が申請案件に利害関係を有する者等による個別の働きかけや責任追及をおそれ、部会において率直な発言を躊躇することとなり、調査研究を行う事務局職員の研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、同職員の公正かつ能率的な調査研究事務の遂行を不当に阻害し、本件部会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該情報は同条第6号に該当する。

イ 委員間の意見交換（事務局との質疑応答を含む。）が記載された部分について

当該部分には、委員等が自身の知見に基づき提供した参考情報に係る発言や、委員等個人の率直な意見が記載されている。

これらの発言は、部会が非公開で開催されていることを前提とした審議の過程で示された情報であり、当該情報を公にすることにより、委員等が外部からの影響を懸念して、情報の提供や率直な発言を躊躇するなど、自由闊達な議論が妨げられ、今後同種の審議において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められることから、当該情報は条例第8条第5号に該当する。

また、当該情報を公にすることにより、委員等が申請案件に利害関係を有する者等による個別の働きかけや責任追及をおそれ、率直な意見の交換に消極的となる結果、部会における審議の内容が形骸化し、適正な審議が行われなくなるなど、本件部会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ

ることから、当該情報は同条第6号に該当する。

ウ 裁決の結果が記載された部分について

当該部分には、挙手による委員の意思表示の結果が記載されている。

これらの意思表示は、前記イと同様に、本件部会が非公開で開催されていることを前提とした審議の過程で示された情報であり、当該情報を公にすることにより、前記イと同様の理由により、今後同種の審議において意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、本件部会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例第8条第5号に該当し、同条第6号にも該当する。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、他の都府県では、質疑応答部分を含む温泉部会の議事録の内容が公開されており、知事の処分は行き過ぎている旨主張する。

しかし、開示・不開示の判断は、附属機関の運営の仕方や個々の文書の性格、当該情報の内容等を踏まえた上で個別に行われるものであり、他の都府県においても附属機関の運営のあり方や審議会の運営状況に応じて個別に判断されるため、他の都府県で同部会の議事録が公開されていることのみをもって前記判断に直接影響を与えることはできない。

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

よって、実施機関は、議事録署名人の印影については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年12月 6日	諮問書の受付
令和 4年12月27日	反論書の受付
令和 8年 1月22日	審議
令和 8年 2月27日	審議
令和 8年 3月23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
大林啓吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中岡靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横田明美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)